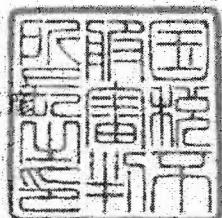


裁 決 書

札裁(諸)令5第18号

令和6年6月3日

国税不服審判所長 清野 正



審査請求人

所在地

名 称

代 表 者

原処分庁

原 処 分

[REDACTED]

令和5年3月27日付でされた令和2年5月1日から令和3年2月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

更正処分に対する審査請求を棄却し、賦課決定処分の一部を別紙「取消額等計算書」のとおり取り消す。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、居住用賃貸建物を取得し、当該居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額について仕入税額控除を行ったところ、

原処分庁が、当該税額については、消費税法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》第10項の規定により、仕入税額控除の対象にならないなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該居住用賃貸建物は、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき取得したのであるから、当該税額については、経過措置により当該規定は適用されないとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

イ 国税通則法（令和4年法律第4号改正前のもの。以下「通則法」という。）第68条《重加算税》第1項は、同法第65条《過少申告加算税》第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

ロ 消費税法（令和5年10月1日施行の平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）第30条第1項柱書及び同項第1号は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（以下「控除対象仕入税額」という。）を控除する（以下、この規定に基づく控除を「仕入税額控除」という。）旨規定している。

ハ 消費税法第30条第10項は、事業者が国内において行う同法別表第一第13号に掲げる住宅の貸付け（以下、単に「住宅の貸付け」という。）の用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）以外の建物（同法第12条の4《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》第1項に規定する高額特定資産又は同条第2項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。以下「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れの税額については、同法第30条第1項の規定は、適用しない旨規定している。

ニ 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第44条《居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置》第2項は、事業者が令和2年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に国内において

事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額については、消費税法第30条第10項の規定は、適用しない旨規定している（以下、所得税法等の一部を改正する法律附則第44条第2項の規定を「本件経過措置」という。）。

ホ 商法第509条《契約の申込みを受けた者の諾否通知義務》第1項は、商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない旨規定し、同条第2項は、商人が同条第1項の通知を発することを怠ったときは、その商人は、同項の契約の申込みを承諾したものとみなす旨規定している。

ヘ 消費税法基本通達11-7-2《居住用賃貸建物の判定時期》は、居住用賃貸建物に該当するかどうかは、原則として、課税仕入れを行った日の状況により判定する旨定めている。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人及び関係者について

(イ) 請求人は、[REDACTED]に不動産の売買、賃貸借等を目的として設立された法人であり、[REDACTED]は、請求人の代表社員である。

(ロ) [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）は、不動産事業を行う顧客に対して賃貸用不動産の企画をする法人（以下「不動産企画会社」という。）が企画した不動産事業に係る建物の建築工事を請け負っており、[REDACTED]は、[REDACTED]の常務取締役である。

(ハ) [REDACTED]は、不動産企画会社である[REDACTED]の代表取締役である。

ロ 消費税の課税期間等について

(イ) 請求人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月28日までの期間とされていたところ、請求人は、令和2年4月14日、事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までの期間に変更した。さらに、請求人は、令和3年2月26日、事業年度を毎年3月1日から翌年2月28日までの期間に変更した。

なお、上記のとおり事業年度を変更したことにより、請求人の令和2年5月1日から開始した消費税の課税期間の末日は、令和3年2月28日となった（以下、令和2年5月1日から令和3年2月28日までの課税期間を「本件課税期間」

という。)。

(ロ) 請求人は、令和2年4月14日、資本金の額を100,000円から10,000,000円に変更した。

なお、上記のとおり資本金の額を変更したことにより、請求人は、消費税法第12条の2《新設法人の納税義務の免除の特例》第1項に規定する新設法人に該当することとなったため、本件課税期間における課税資産の譲渡等については、同法第9条《小規模事業者に係る納税義務の免除》第1項本文の規定は適用されないこととなった。

ハ 居住用賃貸建物に係る契約等について

(イ) 請求人及び [REDACTED] は、発注者を請求人、受注者を [REDACTED] とし、工事場所を [REDACTED] 及び同 [REDACTED] とする共同住宅の建築に係る工事請負契約を締結した（以下、当該共同住宅を「本件建物」といい、本件建物の建築に係る工事請負契約を「本件請負契約」という。なお、本件請負契約の締結時期については、後記のとおり争いがある。）。

(ロ) 請求人は、令和2年3月30日、本件建物の敷地となる土地を購入するための売買契約を締結した。

(ハ) [REDACTED] は、本件請負契約について、要旨、以下の内容を条項とする令和2年3月20日付の「工事請負契約書」と題する書面（以下「本件請負契約書」という。）を作成し、請求人及び [REDACTED] は、同年5月頃、本件請負契約書に記名押印をした。

A 工事名

B 工事場所

C 工期 着手 2020年8月20日

完成 2021年2月26日

引渡日 2021年2月26日まで

D 請負代金額 85,800,000円（税込み）

E 請負代金の支払 前払 着工時 29,000,000円

部分払 上棟時 5,000,000円

完成引渡時 51,800,000円

(イ) 請求人は、令和3年2月26日、[REDACTED] から本件建物の引渡しを受けた。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、本件課税期間の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告書について、別表の「確定申告」欄のとおり記載して法定申告期限までに申告した。

なお、請求人は、当該確定申告において、本件建物は居住用賃貸建物に該当すること及び本件請負契約が令和2年3月31日までに締結されたことを前提として、本件建物に係る課税仕入れの税額に本件経過措置を適用して、控除対象仕入税額を計算した。

ロ 原処分庁は、これに対し、令和5年3月27日付で別表の「更正処分等」欄のとおり、本件課税期間の消費税等の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした。

ハ 請求人は、これらの処分を不服として令和5年6月19日に審査請求をした。

2 争点

(1) 本件建物に係る課税仕入れは、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき行われたものであるか否か（争点1）。

(2) 請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実がかったか否か（争点2）。

3 争点についての主張

(1) 争点1（本件建物に係る課税仕入れは、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき行われたものであるか否か。）について

原処分庁	請求人
以下のとおり、本件請負契約は、令和2年3月31日までに締結されたとはいえない、本件建物に係る課税仕入れは、同日までに締結された契約に基づき行われたものとはいえない。	以下のとおり、本件請負契約は、令和2年3月31日までに締結されており、本件建物に係る課税仕入れは、同日までに締結された契約に基づき行われたものといえる。
イ [] の社内のサーバー内に保存されていた本件請負契約書のデータは、作成日時が「2020年5月8日、	イ 以下の事情からすれば、令和2年3月31日までに請求人と[]との間で、本件請負契約が口頭で締結され

原処分庁	請求人
15:47:47」と記録されていた。	ている。
ロ [REDACTED] の「[REDACTED]」と題する書面には、令和2年5月22日の「[REDACTED]」欄に「9:00～[REDACTED]」と記載されており、[REDACTED]は、この記載について、同日以降、本件請負契約書に請求人の署名をしてもらうという意味であり、請求人の署名をもらった時点で本件請負契約書を取り交わし、契約の合意となる旨申述している。	(イ) [REDACTED] は、本件建物を取得して賃貸する事業（以下「本件事業」という。）に関して、[REDACTED]から同社の担当者として、同社のグループ会社の[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の営業本部長である[REDACTED]を紹介され、本件事業について、同人と協議をしてほしいと言われた。
ハ [REDACTED]副店長は、請求人から本件請負契約に係る融資の申込みがあったのは令和2年4月3日であり、当該融資の申込みに対する仮承認の通告をしたのは同月9日であると申述していることから、同年3月31日までに本件請負契約に係る資金繰りの目処は立っていなかった。	(ロ) 請求人は、[REDACTED]から令和2年3月2日に「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」と題する書面の提示を受け、同月5日に「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」と題する書面の提示を受けており、本件建物の取得に關し、具体的な検討が行われていた。
	(ハ) 本件建物の資金調達について、令和2年3月29日、[REDACTED]次長から融資の本申込みが可能である旨の回答を得たことから、この時点で、資金の手当てが確実になったと判断し、同月中に本件建物の敷地となる土地の売買契約の締結及び手付金等の支払をした。
	ロ 仮に、上記イによる本件請負契約の締結が認められないとしても、本件請

原処分庁	請求人
	<p>負契約は、仕入税額控除が適用されることを前提とした契約であり、[REDACTED]は、商法第509条に基づき、令和2年3月31日までに請求人の申込みに対する諾否の通知を発しなければならないが、当該通知をしていないから、本件請負契約は同日までに締結されている。</p>

(2) 争点2 (請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があつたか否か。)について

原処分庁	請求人
<p>請求人は、上記(1)の「原処分庁」欄のとおり、本件請負契約が令和2年3月31日までに締結されていないにもかかわらず、本件請負契約書に記載された日付が本件経過措置の適用を受けることができる虚偽の日付と認識しながら押印し、本件請負契約書を作成しており、請求人には、通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実がある。</p> <p>また、請求人は、本件経過措置の適用を受けるために本件請負契約書の日付を令和2年3月31日以前にしたいという強い意思があり、請求人からの要望で、[REDACTED]に本件請負契約書に同日以前の日付を記載させたと推認できる。</p> <p>このようにして請求人は、令和2年5</p>	<p>本件請負契約は、上記(1)の「請求人」欄のとおり、令和2年3月31日までに締結をしている。</p> <p>本件請負契約書に記載された日付に意味はなく、請求人が消費税等の還付を受けることも意識して、[REDACTED]が記載したと思われる。</p> <p>したがって、本件請負契約書に記載された日付は、虚偽の日付ではないため、請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実はない。</p>

原処分庁	請求人
<p>月22日以降に本件請負契約を同年3月31日までに締結したかのような体裁を整えた。</p> <p>このことは、過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に該当することから、請求人には、通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実がある。</p>	

4 当審判所の判断

(1) 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ [REDACTED] は、本件請負契約に関する協議を [REDACTED] と行っており、本件請負契約書に記名押印をするまでの間、本件請負契約に関して請求人と [REDACTED] が直接協議することはなかった。

また、 [REDACTED] は、 [REDACTED] に対し、本件事業を進めるに当たり、本件建物に係る消費税等の還付を受けるため、令和2年3月31日までに本件請負契約を締結する必要があることを伝えていた。

ロ [REDACTED] は、本件請負契約書への記名押印時や本件建物の完成時ぐらいしか [REDACTED] とは会っておらず、本件請負契約に関する協議は [REDACTED] を介して行っていた。

なお、 [REDACTED] は、不動産企画会社が企画した不動産事業に係る建物の建築工事については、不動産企画会社から当該工事を依頼されてから工事請負契約書を作成し、顧客（建築主）と工事請負契約を締結している。

また、 [REDACTED] の社内のサーバー内に保存されていた本件請負契約書のデータの「作成日時」は、「2020年5月8日、15:47:47」であった。

ハ [REDACTED] は、 [REDACTED] の役員又は従業員ではなかった。

また、 [REDACTED] は、 [REDACTED] のグループ会社で賃貸用不動産の管理業務を行っており、 [REDACTED] が企画した不動産事業に係る建物の管理業務を紹介して

もらうため、[]に[]の営業本部長を名乗らせていたが、[]

[]は、[]の役員又は従業員ではなかった。

ニ []が[]から提示された、本件事業に係る2020年3月2日付の「[]」と題する書面には、本件建物について、建築面積や延床面積、居室や共用部の基本設備などが記載されているほか、本件建物に係る建築費（税抜き）が63,000,000円である旨や「※上記建築計画及び事業費は概算です。」と記載がされている。

また、同様に[]が[]から提示された、本件事業に係る2020年3月3日付の「[]」と題する書面及び同月5日付の「[]」と題する書面においても、本件建物について、建築面積や延床面積のほか、各階各住戸の面積などが記載されているものの、上記の「[]」と題する書面とは建築面積や延床面積が異なっているほか、「事業費（概算）」として、本件建物に係る建設関係費（税込み）が72,233,000円である旨や「備考」欄に「敷地の実測調査及び諸官庁の指導などにより計画内容に変更が生じる場合があります。」と記載がされている。

(2) 争点1（本件建物に係る課税仕入れは、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき行われたものであるか否か。）について

イ 法令解釈等

(イ) 消費税法第30条第10項について

消費税法第30条第10項は、事業者が国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額について仕入税額控除を適用しない旨規定するとともに、居住用賃貸建物について、「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）」以外の建物であることを要件とする。

そして、消費税法基本通達11-7-2は、居住用賃貸建物に該当するかどうかは、原則として、課税仕入れを行った日の状況により判定する旨定めるところ、消費税法第35条の2《居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整》第1項から同条第3項までが、居住用賃貸建物の課税仕入れの日の属する課税期間中に当該居住用賃貸建物を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供したとき又は他の者に譲渡したときについても、当該居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額につき調整すべきことを規定していることから

すれば、居住用賃貸建物に該当するかどうかについて、原則として、課税仕入れを行った日の状況により判定する旨定める当該通達の取扱いは、当審判所においても相当と認められる。

(ロ) 本件経過措置について

本件経過措置は、事業者が令和2年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額については、消費税法第30条第10項の規定は、適用しない旨規定する。

上記(イ)のとおり、消費税法基本通達11-7-2の取扱いが相当であることを踏まえると、令和2年10月1日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れの税額について本件経過措置が適用されるか否かは、当該課税仕入れを行った日における居住用賃貸建物が、同年3月31日までに締結した契約で定められたものと認められるか否かにより判断することが相当と解される。

ロ 検討

(イ) 本件建物が居住用賃貸建物に該当すること（上記1の(4)のイ及びロ）並びに請求人及び [REDACTED] が令和2年5月頃に本件請負契約書に記名押印をしたこと（同(3)のハの(ハ)）については当事者間で争いがないところ、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、請求人は、同年3月31日までに請求人と [REDACTED] との間で、本件請負契約が口頭で締結されている旨主張する。

上記イの(ロ)のとおり、本件建物に係る課税仕入れの税額について本件経過措置が適用されるか否かは、当該課税仕入れを行った日、すなわち、上記1の(3)のハの(ニ)のとおり、請求人が令和3年2月26日に引渡しを受けた本件建物が、令和2年3月31日までに締結した契約で定められたものと認められるか否かにより判断することが相当と解されるため、以下この点につき、請求人の上記主張も踏まえ、請求人と [REDACTED] との間において、同日までに、本件請負契約に關係する合意がどの程度されていたかに基づき検討する。

(ロ) まず、本件請負契約の一方の当事者である請求人についてみれば、上記(1)のイ及びハのとおり、請求人は、本件請負契約に関する協議を、[REDACTED] 又は [REDACTED] の役員又は従業員ではない [REDACTED] と行っており、本件請負契約書に記名押印をした令和2年5月頃まで、本件請負契約に関して [REDACTED] と

直接協議することはなかった。これに加えて、上記(1)のニのとおり、[] が [] から提示された各書面に、事業費が概算であることや計画内容に変更が生じる場合についての記載があることからすれば、同年3月の段階では、少なくとも請求人と [] との間においては、請求人による本件建物の取得を含む本件事業の計画が、ある程度の具体性を持って進められていたものの、本件建物の構造や設備の状況なども含めた本件請負契約に係る具体的な内容については、いまだ検討中であったと認められる。

(ハ) つぎに、本件請負契約の他方の当事者である [] については、上記(1)のイ及びロのとおり、本件請負契約に関して請求人及び [] は、[] を介して協議を行っていたこと、[] は、不動産企画会社から不動産事業に係る建物の建築工事を依頼されてから工事請負契約書を作成し、顧客（建築主）と工事請負契約の締結をしており、実際に、[] が本件請負契約書を作成したのは、令和2年5月に至ってからであることに加えて、上記(ロ)のとおり、同年3月の段階では、請求人と [] との間においてすら、本件請負契約に係る具体的な内容は検討中であったと認められることからすれば、同月31日までに、[] が、請求人との間において、当該内容の全てについて口頭で合意していたとは認められない。

(ニ) 以上によれば、令和2年3月31日までに請求人と [] との間において本件請負契約に係る合意があったとしても、本件事業に係る建物の建築工事を [] が請け負う予定であることが合意されていたにすぎないと認められ、請求人が課税仕入れを行った日における本件建物を、このような合意のみによって建築し取得することができないことは明らかである。

したがって、本件建物に係る課税仕入れは、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき行われたものとはいえない。

ハ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、[] から同社の担当者として紹介された、[] の営業本部長である [] と本件事業に係る協議をしており、本件建物の取得に関して具体的な検討が行われていた上、令和2年3月29日に資金の手当てが確実になったという事情からすれば、同月31日までに請求人と [] との間で、本件請負契約が口頭で締結され

ている旨主張する。

しかしながら、上記口の(ハ)及び(ニ)のとおり、令和2年3月31日までに請求人と[]との間において、本件請負契約に係る具体的な内容の全てについて口頭で合意していたとは認められず、本件請負契約に關係する合意があつたとしても、本件事業に係る建物の建築工事を[]が請け負う予定であることが合意されていたにすぎないと認められることから、請求人の主張には理由がない。

(ロ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄の口のとおり、[]が請求人に対し、商法第509条に基づき、令和2年3月31日までに請求人の申込みに対する諾否の通知をしていないから、本件請負契約は同日までに締結している旨主張する。

しかしながら、商法第509条の規定は、不承諾の通知がなければ契約の成立が当然予想されるような取引について、相手方の信頼を保護し、取引の安全を図ることを趣旨として定められたものと解するのが相当であるところ、本件請負契約の内容は、個別性の高い建築工事に係る請負契約であって、不承諾の通知がなければ契約の成立が当然予想されるような取引に当たるとはいえない。

したがって、請求人の主張は前提を欠くものであって、理由がないから採用できない。

(3) 争点2（請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。）について

イ 法令解釈

(イ) 通則法第68条第1項は、同法第65条第1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税に代え、重加算税を課する旨規定している。

そして、通則法第68条第1項にいう「事実を隠蔽」するとは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実について、これを隠匿し、あるいは故意に脱漏することをいい、「事実を仮装」するとは、所得、財産又は取引上の名義等に関し、あたかも、それが真実であるかのように装う等、故意に事実をわい曲

することをいうと解するのが相当である。

(ロ) 上記(イ)の重加算税の制度は、納税者が過少申告することについて、隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠蔽、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。しかし、上記(イ)の重加算税制度の趣旨に鑑みれば、必ずしも架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解するのが相当である。

ロ 検討及び原処分庁の主張について

(イ) 隠蔽、仮装と評価すべき行為の存在について

原処分庁は、上記3の(2)の「原処分庁」欄のとおり、本件請負契約が令和2年3月31日までに締結されていないにもかかわらず、請求人は、本件請負契約書に記載された日付が虚偽の日付と認識しながら押印し、本件請負契約書を作成した旨主張する。

確かに、上記(2)のロの(ハ)のとおり、令和2年3月31日までに請求人と[REDACTED]との間において、本件請負契約に係る具体的な内容の全てについて口頭で合意していたとは認められず、上記1の(3)のハの(ハ)のとおり、請求人及び[REDACTED]が本件請負契約書に記名押印をしたのは同年5月頃である。

しかしながら、上記(1)のイ及びロのとおり、本件請負契約書に記名押印するまでの間、本件請負契約に関して請求人と[REDACTED]は、[REDACTED]を介して協議を行っていたこと、上記(2)のロの(ロ)のとおり、令和2年3月の段階において、少なくとも請求人と[REDACTED]との間では、請求人による本件建物の取得を含む本件事業の計画が、ある程度の具体性を持って進められていたこと、そして、当審判所の調査によっても、請求人が、同月31日までに本件請負契約は締

結されていないという認識を有していたと認められる証拠は見当たらないことからすると、請求人が、当該認識を有していたにもかかわらず、虚偽の日付が記載された本件請負契約書に記名押印をしたとまではいえない。

そうすると、請求人が本件請負契約書に、令和2年5月頃に記名押印をした行為は、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実について、これを隠匿し、あるいは故意に脱漏したものであるとか、故意に事実をわい曲したものと認めることはできず、原処分庁の主張には理由がない。

(ロ) 当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたか否かについて

原処分庁は、上記3の(2)の「原処分庁」欄のとおり、請求人は、本件経過措置の適用を受けるために本件請負契約書の日付を令和2年3月31日以前にしたいという強い意思があり、請求人からの要望で、[REDACTED]に本件請負契約書に同日以前の日付を記載させたと推認でき、本件請負契約を同日までに締結したかのような体裁を整えたのであり、このことは、過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に該当する旨主張する。

確かに、上記(1)のイのとおり、[REDACTED]は、[REDACTED]に対し、本件建物に係る消費税等の還付を受けるため、令和2年3月31日までに本件請負契約を締結する必要があることを伝えていたことからすると、請求人は、本件建物に係る課税仕入れの税額について本件経過措置の適用を受けたいという意思があったと認められ、上記1の(4)のイのとおり、実際に、当該税額に本件経過措置を適用して本件課税期間の消費税等の確定申告をしている。

しかしながら、上記(1)のとおり、請求人が、令和2年3月31日までに本件請負契約は締結されていないという認識を有していたと認められる証拠は見当たらないことからすれば、請求人は、本件請負契約が同日までに締結されていたという認識を前提として、当該税額に本件経過措置を適用して本件課税期間の消費税等の確定申告したこととなり、この場合、請求人は、上記イの(ロ)の「当初から過少に申告することを意図し」ていたとは認められないこととなる。

したがって、上記イの(ロ)の要件を満たさないため、原処分庁の主張は前提を欠くものであって、理由がないから採用できない。

(ハ) 小括

上記(イ)及び(ロ)からすると、原処分庁の主張にはいずれも理由がなく、そのほか当審判所における調査及び審理の結果によっても請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があつたと認めることはできない。

(4) 原処分の適法性について

イ 本件更正処分の適法性について

上記(2)のロの(二)のとおり、本件建物に係る課税仕入れは、令和2年3月31日までに締結された契約に基づき行われたものとはいえないことから、当該課税仕入れの税額について本件経過措置の適用はない。

これに基づき、当審判所において請求人の本件課税期間の消費税等の納付すべき税額を計算すると、本件更正処分の額と同額となる。

また、本件更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件更正処分は適法である。

ロ 本件賦課決定処分の適法性について

上記(3)のロの(ハ)のとおり、請求人に通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があつたと認めることはできないことから、同項に規定する重加算税の賦課要件を満たさない。他方、本件更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて、通則法第65条第4項第1号に規定する正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件賦課決定処分は、過少申告加算税相当額を超える部分の金額につき違法であり、別紙「取消額等計算書」のとおり取り消すのが相当である。

(5) 結論

よって、審査請求には理由があるから、原処分の一部を取り消すこととし、主文のとおり裁決する。

別表 審査請求に至る経緯

(単位: 円)

項目	区分	確定申告	更正処分等
年 月 日 等			
課 稅 標 準 額			
控除対象仕入税額			
納付すべき消費税額			
納付すべき地方消費税額			
重 加 算 税 の 額			

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別紙

取消額等計算書

自 令和 2年 5月 1日	課税期間分	消費税	(法人)
至 令和 3年 2月 28日		地方消費税	

1 この裁決により取り消す税額

消費税本税の額	
地方消費税本税の額	
小計	
加算税の額	
合計	

2 この裁決により増加する還付金の額に相当する税額

消費税 [REDACTED] 円地方消費税 [REDACTED] 円

3 課税標準額及び税額等の計算

区分		分	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)
消費税額	課税標準額	①			
	消費税額	②			
	控除過大調整税額	③			
	控除対象仕入税額	④			
	返還等対価に係る税額	⑤			
	貸倒れに係る税額	⑥			
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			
	差引税率 (②+③-⑦)	⑨			
	既に納付の確定した本税額	⑩			
地方消費税	差引納付又は減少(△印)する税額 (⑨-⑧-⑩)	⑪			
	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑫			
	差引税率	⑬			
	還付額	⑭			
	納税額	⑮			
	既に納付の確定した本税額	⑯			
	差引納付又は減少(△印)する税額 (⑮-⑭-⑯)	⑰			
	差引納付又は減少(△印)する合計税額 (⑪+⑰)	⑲			
	加算税の額の計算				

区分	過少申告加算税			重加算税		
	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)	原処分の額A	裁決後の額B	増減(△印)差額(B-A)
加算税の基礎となる税額 ①						
加算税の割合 ②						
加算税の額 (①×②) ③						

付表

国税通則法第65条第2項の規定の適用がある場合の過少申告加算税の計算

区分	過少申告加算税		
	原処分の額 A	裁決後の額 B	増減(△印)差額(B-A)
加算税の基礎となる税額 ①			
①のうち通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額 ②			
①に対する加算税の割合 ③			
②に対する加算税の割合 ④			
加算税の額 (①×③と②×④の合計額) ⑤			